

令和4年度第1回阪南市子ども・子育て会議資料に関する委員からの質問一覧

提出された質問・意見等と市の考え方及び回答（内容が同一のものはまとめています。）

資料	該当箇所	委員からの質問	質問に対する回答
資料1 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策及びその実績	1ページ No.1 1号認定	実績と大きな乖離はないが、十分な確保方策をお願いしたい。	1号認定に関わらず、市民のニーズに適切に対応するため、市全体で受け皿を整えることが量の見込みと確保方策の考え方となっている。
	3ページ No.6 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	どんな方が訪問されるのか。 また、授乳のアドバイスなどのため、助産師の方に訪問してもらいたい。	本市では、保健師・助産師・保育士などの有資格者（専門職）が訪問している。 助産師の訪問を希望する場合などは、連絡してもらいたい。
		産後1週間や10日後ぐらいなどで訪問してもらうことは可能か。	国の要綱では、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することが定められており、本市では、産後1か月までの産後2週間健診や1か月児健診など、比較的相談の機会が多い時期を避けて、産後2～3か月頃に訪問している。 しかしながら、産後間もない時期の訪問を希望する場合などは、連絡してもらいたい。
		実績値の減少は、想定以上の少子化によるものか。 また、少子化対策はどのように考えているか。	少子化によるものと捉えているが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、特に少子化が進行したと考えている。 現在、本市では定住移住の促進を図っており、少子化対策にもつなげていきたい。
	3ページ No.7 一時預かり事業	幼稚園一時預かり事業の目的は何か。	子ども・子育て支援法では、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有すると規定されている。 しかしながら、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合があると見込まれていることから、本事業を実施している。
		公立幼稚園の預かり保育を16時30分以降も実施してもらえないか。	現時点では、そういった予定はないが、ご意見を踏まえながら事業を実施していく。
	3ページ No.8 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	実績値が量の見込みを上回っている要因は、新型コロナウイルス感染症によるものか。	要因の一つであると考えているが、全てとは言えない。
		事業の対象者はどういう者か。	国の要綱では、保護者の養育を支援することや、保護者に監護させることが不相当と認められる児童などが定められている。
		支援を受けたい者はどうすれば良いか。	本事業は、市町村が実施主体となっていることから、例えば、子育てに不安があり、支援を希望する場合などは、こども支援課や健康増進課が実施している相談事業や家庭訪問事業を活用してもらいたい。
	4ページ No.9 病児保育事業	公立保育所で実施している病児保育事業以外の病児保育はないのか。	本市で実施している病児保育事業は、体調不良児対応型病児保育事業のみとなっている。

資料	該当箇所	委員からの質問	質問に対する回答
資料1 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策及びその実績	4ページ No.10 ファミリー・サポート・センター事業	各家庭への情報提供はどのようにしているか。具体的な時期なども併せて教えてもらいたい。	本市からは、市のホームページや広報誌に掲載している他、4月に小学校や保育施設を通してや、離婚時の児童扶養手当の手続きの際など、様々な場面で案内（チラシ）の配布等をしている。 また、委託事業からは、委託事業者のブログや会員向け広報誌を活用して情報提供している。
		割引券を配布するなど、市民がより気軽に利用できるようにしてもらいたい。	現在、経済的支援の観点から、ひとり親家庭医療証をもち、小学3年生以下の児童がいる家庭については、希望者に対して、対象児童1人当たり年間24時間（700円×24枚）分の無料券を配布している。 ご意見を踏まえ、市民がより気軽に利用できるよう、委託事業者と連携しながら取り組みたい。
		利用者の声を見えるようにしてもらいたい。	委託事業者の広報誌や市民向けの案内（チラシ）に利用者の声を掲載している。 なお、市民向けの案内（チラシ）は市のホームページでも発信しているため、確認してもらいたい。
		インターネット等を活用した予約システムを導入してもらいたい。	本事業は、利用者と提供者のマッチングにより成立するが、マッチング後は、利用者と提供者の合意があれば、ラインやメールによる申込みを可能としている。 ご意見を踏まえ、委託事業者と課題の共有を図る。
	4ページ No.11 利用者支援事業	利用者支援事業とは何か。	本市で実施している利用者支援事業は、「母子保健型」に該当する。 母子保健型の利用者支援事業は、国において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施することが定められている。
		どこでどういった情報を提供しているのか。	本市では利用者支援事業を阪南市立保健センターにて実施している。 保護者等の悩みは多岐に渡るため、相談内容に応じて、病院、保育施設、ファミリー・サポート・センター、子育て支援などの様々な情報を提供している。
	4ページ No.12 妊婦健康診査	健康診査の補助はどの程度あるか。	本市では、妊婦1人につき、116,840円を受診券を発行することを基本としている。
資料4 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画に掲げる子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策の中間見直しについて（案）	1ページ ③ 3号認定（0歳）	令和4年度の受入状況はどうか。また、保育士等の確保はどうなっているか。	本市における令和4年9月1日時点の受入れ児童数は、44人となっているが、保育士等の確保が追いついていない施設もあり、令和4年10月1日時点で待機児童が発生する見込みとなっている。 また、保育士等の確保は喫緊の課題であると認識しており、可能な取組を模索していく。
	3ページ ⑧ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	量の見込みと確保方策を上方修正することになっても、継続対応ができるよう、十分な人材確保をお願いしたい。	リスクのある家庭への支援を十分に行えるよう、適切に対応する。
なし		専門用語ばかりで難しい。希望者には説明会を開くなど検討してもらえないか。	わかりにくい表現等については、連絡してもらいたい。 また、一定の要望があれば説明会の開催を検討する。